

# 大規模催事開催に係る交通輸送計画の策定について

令和8(2026)年1月16日

総合運動公園北・中央エリア管理事務所

## 1 目的

栃木県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）での大規模催事開催時の周辺道路や駐車場の混雑対策として、主催者による公共交通機関の利用促進や入出庫混雑解消のための具体的な取組が不可欠であることから、大規模催事主催者は事前に大規模催事開催に係る交通輸送計画（以下「交通輸送計画」という。）を策定するものとし、主催者打合せの際に主催者と施設管理者とで調整を図るとともに、総合運動公園北・中央エリア及び東エリアの各施設管理者と情報を共有し連携して対応する。

## 2 交通対策の基本的な考え方

総合運動公園の周辺には、住宅や商業施設、工場等が立地する地域であり、その立地から交通渋滞や環境保護の観点から施設周辺への車両の流入を抑制することが望ましいことから、公共交通機関やパーク&ライド等の利用を促す。

## 3 交通輸送計画策定対象の催事及び計画策定者

10,000人以上の大規模催事的主催者

## 4 交通輸送計画の策定

大規模催事的主催者は、別記様式を参考に次に掲げる事項について記載した交通輸送計画を策定し、事前打合せ時に提出する。なお、計画に変更があった場合は、すみやかに計画書を修正し再提出すること。

- ・催事の概要（開催日時、催事名称、来場者数（見込み）、主催者、利用施設）
- ・輸送計画（公共交通機関、シャトルバス、タクシー、自家用車等）
- ・公園内駐車場使用計画（専用利用、入出庫混雑解消の取組、身障者駐車場の対応）
- ・公園外駐車場準備計画（駐車場概要、シャトルバス運行計画、公園外駐車場周知）
- ・交通安全計画
- ・広報計画
- ・公共交通機関利用促進の取組
- ・周辺商業施設等への迷惑駐車防止対策
- ・駐車場及び周辺道路の混雑状況発信の取組
- ・駐車場混雑等苦情対応の取組

## 5 主催者に対する情報提供と調整

総合運動公園内の各運動施設の管理者は、同日に総合運動公園内で計画されている催事的主催者に対し、次のとおり情報の共有を図るとともに、周辺道路混雑緩和に向けた取組への協力を依頼する。

- ・公園内で開催される試合等の日程（北・中央エリア、東エリア）
- ・交通輸送計画策定対象外（来場者 10,000 人未満）の主催者に対し、交通輸送計画策定に努めるなど公共交通機関利用促進のための具体的な取組による協力を依頼
- ・公園全体で 20,000 人を超えるような特異日においては、大規模催事的主催者から提出された交通輸送計画を公園内で同日に予定される催事的主催者に情報提供
- ・公園外駐車場として利用可能な施設に関する情報

## 6 園内駐車場満車時の対応

- ・大規模催事主催者による交通輸送計画が実施されても、当該催事以外の催事等により混雑が見込まれる場合は、施設管理者が園外の駐車場を管理する者と事前に調整を図り、臨時駐車場の開設等で備える。
- ・園内駐車場が満車等で駐車できない利用者に対して、協力が得られた駐車場を案内する。

（附則）

令和 8（2026）年度に開催される催事から適用する。